

港区景観条例の一部を改正する条例

本案は、景観審議会の委員の任期の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

港区景観審議会は、令和 7 年度の 1 年間をかけて歴史的建造物等を守る仕組みづくりに関する提言書を取りまとめる予定としています。

同一の委員構成で検討を進めることで、審議の継続性が保たれることから、令和 5 年 8 月 1 日に委嘱され、令和 7 年 7 月 3 1 日をもって 2 年間の任期を満了する委員について、令和 7 年度末まで任期を延長します。

【条例改正の内容】

- ①令和 5 年 8 月 1 日に委嘱された景観審議会の委員の任期を令和 8 年 3 月 3 1 日までとします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日